

＝回覧＝

小値賀町役場産業振興課
消費生活相談窓口
電話 56-3111 (代)

注意喚起

年金や保険料の還付金詐欺にご注意ください!

先日、県内の離島で年金や保険料の還付金詐欺の被害が発生しています。

「還付金があります」「払い戻しをするので、ATMへ行ってください」などという電話は詐欺です。

ATMで還付金の払い戻し手続きをすることはありません。

また、電子マネーを利用した架空請求の詐欺被害も多発しています。

「コンビニで電子マネーを買ってIDを教えて」という電話も詐欺です。身近なところで被害は起こっています。

不審電話は『平日の午前から昼頃』に多く、『年末・年度末』に増える傾向がありますので、注意が必要です。

～『自分が被害に遭うはずがない』『自分は騙されない』
とは思わないでください。
誰もが被害者になる可能性があります。～



『ご注意いただきたいこと』

- * 家族構成や勤務先・収入状況をむやみに話さない。
- * 役場からATMへの振込みを指示する電話連絡は、絶対にありません。
- * 指示があってもATMでお金を引き出したり振り込んだりしない。
- * 還付金をATMで返還することは絶対にありません。



不審・不安に思う事がありましたら、お気軽にご相談くださいね!

☆小値賀駐在所

電話56-2110

☆役場産業振興課消費生活相談窓口

電話56-3111